

## 意見書

# 被災者生活再建支援制度の弾力的運用を求める(要旨)

9月2日14時頃、発達した積乱雲にともない、さいたま市、越谷市、松伏町、野田市、坂東市にかけて竜巻が発生しました。

この竜巻では、被災者生活再建支援法の適応対象となる地域とそうでない地域があります。同一災害でありながら被災者生活再建支援法の適応がされない地域が存在し不均衡が生じていることから、弾力的な対応を国に求めるものです。

1. 適用対象地区を都道府県、市町村単位で指定せず、同一の災害で被害を受けた世帯等に支援すること。
2. 半壊家屋、一部損壊家屋も支援対象とすること。
3. 被災者支援の目的を果たすよう、家屋被害認定基準の見直しを図ること。

尚、この意見書は全議員の賛成で総務大臣、内閣府特命担当大臣（防災）に提出しました。

